

居宅介護等事業 重要事項説明書

当事業所は障害者総合支援法による指定を受けています
長崎県指定 第4211180296号

当事業所は、御契約者に対して障害者総合支援法に基づく居宅介護・重度訪問介護を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- | | |
|-----------|----------------------|
| (1) 法人名 | 医療法人 光善会 |
| (2) 法人所在地 | 長崎県西彼杵郡時津町元村郷1155番地2 |
| (3) 電話番号 | 095-857-3366 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 橋本 敦郎 |

2. 事業所の概要

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 指定居宅介護事業所・指定重度訪問介護事業所 |
| (2) 事業の目的 | 利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営む事が出来るように適切なサービスを提供すること。 |
| (3) 事業所の名称 | ホームヘルパーステーション「コスモス」 |
| (4) 事業所の所在地 | 長崎県西彼杵郡長与町高田郷2445番地 1 |
| (5) 電話番号 | 095-856-2169 |
| (6) 管理者氏名 | 川嶋 珠美 |
| (7) サービス提供責任者氏名 | 岩本 美和子 相川 由紀子 |
| (8) 運営方針 | 居宅介護等の提供にあたり、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス、又は福祉サービスを提供する者と密接な連携をとるものとする。 |
| (9) 開設年月日 | 平成24年09月01日 |

3. 事業実施地域及び営業日・時間

- | | |
|----------------|---|
| (1) 通常の事業の実施地域 | 時津町・長与町・長崎市中学校区【緑ヶ丘、岩屋、滑石、横尾、西浦上、山里、三重(畝刈小学校区、鳴見台小学校区)琴海(村松小学校区)】
※但し、必要が生じた場合はこの限りではない。 |
| (2) 営業日 | 月曜日から土曜日(国民の祝日及び12月30日から1月3日は除く) |
| (3) 営業時間 | 月曜日から金曜日:午前8時30分より午後5時まで
土曜日:午前8時30分より午後12時30分まで |

4. 職員の配置状況

当事業所では、御契約者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の配置をしています。

〈主な職員の配置状況〉

- (1) 管理責任者 1名 (常勤)
- (2) サービス提供責任者兼訪問介護員 2名 (常勤)
- (3) 訪問介護員 2名 (常勤)
10名 (非常勤)

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険給付の対象となるサービス

身体介護	食事介助	嚥下や水分チェック等に注意しながら介助します たべやすいように工夫し介助します。
	入浴介助	身体状況に合わせて入浴及び清拭、洗髪を行います
	排泄介護	トイレ誘導、オムツ交換等を行います。
	口腔ケア	食事口腔等の清潔の為ブラッシングを行います
	体位変換	床ずれを作らないように体の向きを変えます (寝たきりの方や自分で思うように体を動かさない方等)
	衣類着脱	下着、衣類全般にわたってきがえの準備や衣類の交換を行います
生活援助	買物介助	調理に必要なもの、又その他必要な買物の代行
	調理介助	嗜好に合わせて献立を考え、調理し、配膳及び下膳等を行います
	掃除	生活している部屋を掃除し整えます
	洗濯	着替え等衣類の洗濯します
	寝具等の整理	シーツ交換、布団干し、ベットメーカー等寝具の衛生保持
その他	訪問相談等	

※上記サービスについては、基本的に利用料金のうち9割が介護給付費の対象。
(1割が利用者様の負担となります)

(2) 1、居宅介護利用料金

身体介助又は通院介助 (身体伴う)	基本料金	本人負担額	家事援助又は通院介助(身体伴わない)	基本料金	本人負担額
30分未満	2,560 円	256 円	30分未満	1,060 円	106 円
30分以上 1時間未満	4,040 円	404 円	30分以上 45分未満	1,530 円	153 円
1時間以上 1時間30分未満	5,870 円	587 円	45分以上 1時間未満	1,970 円	197 円
1時間30分以上 2時間未満	6,690 円	669 円	1時間以上 1時間15分未満	2,390 円	239 円
2時間以上 2時間30分未満	7,540 円	754 円	1時間15分以上 1時間30分未満	2,750 円	275 円
2時間30分以上 3時間未満	8,370 円	837 円	1時間30分以上	311 単位に 15 分を増すごとに +35 単位	
訪問初回加算(1月1回) ※初回のみ加算		200 円			

福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅲ	報酬総単位数×34.7%
-----------------	--------------

2、重度訪問介護利用料金

時 間	基本料金	本人負担額
1時間未満	1,860 円	186 円
1時間以上 1時間30分未満	2,770 円	277 円
1時間30分以上 2時間未満	3,690 円	369 円
2時間以上 2時間30分未満	4,610 円	461 円
2時間30分以上 3時間未満	5,530 円	553 円
訪問初回加算(1月1回) ※初回のみ加算		200 円
行動障害支援連携加算(1月1回)		584 円
福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅲ	報酬総単位数×27.3%	

※障害区分6に該当する方の場合、基本料金に対して8.5%増の額となります

基本料金に対して

早朝(6時～8時)	25%増
夜間(18時～22時)	
深夜(22時～6時)	50%増

(3) 利用の中止・変更・追加

- ① 利用者は、事業者に対して、体調不良もしくはその他の事情によって、サービスを中止する事ができます。キャンセル料は以下の通りです。

①ご利用の24時間前までにご連絡いただいた場合	無 料
②ご利用の6時間前までにご連絡いただいた場合	500 円
③ご連絡がなく訪問し、キャンセルになった場合	1000 円

① サービス日の変更・追加

市町村が決定した支給量の範囲であれば、利用予定日前までにご連絡頂ければサービス日の変更・追加する事が出来ます。ただし訪問介護員の稼働状況により希望する日時に提供出来ない事があります。この場合、他の利用可能日時を提示して協議させていただきます。

- ③ ご利用者様が不在の場合についてはキャンセル料金が発生いたしますので必ず前日までにはご連絡下さい。ただしご利用者様の体調不良等の正当な理由がある場合はこの限りではありません。

(4) 交通費について

通常の事業実施地域を越えてサービスの提供を行う場合も交通費は徴収しません。
ただし、訪問先の駐車場がない場合は駐車料金が発生するため上限を金五千円とし、請求させていただきます。

(5) 利用料金のお支払い方法

1ヶ月毎に計算し、毎月27日(土日・祝祭日の場合は翌営業日)に前月分の利用料金を、原則として、口座引き落としとさせていただきます。引き落としが出来なかった場合は、現金徴収、若しくは翌月に2ヶ月分の利用料金をまとめた引き落としとなります。また、お支払いに関するご相談は、担当者までご連絡下さい。

6. 緊急時における対応

訪問介護の提供を行っている時に、利用者に病状急変が生じた場合、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な対応を行います。

7. 虐待防止の措置

1. 虐待防止に関する責任者 川嶋 珠美 095-856-2169
2. 虐待の防止の為の対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に十分に周知する。(委員会は、テレビ電話装置等を活用して実施できるものとする)
3. 虐待防止のための指針を整備する。
4. 従業者に対し利用者の人権擁護・虐待防止の為の研修を実施し、その他虐待防止のための措置を講ずる。緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合においては必ず介護記録に記載する。
5. 利用者宅の訪問の際に、養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの等)による虐待をうけたと思われる利用者を発見した場合に、速やかに市町村に通報するものとする。
6. 利用者の希望や必要に応じて成年後見制度の利用を支援する。

8. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付・処理

当事業所における苦情や相談に対しては、窓口を設置し、利用者及びその家族の要望に対し、迅速に対応します。

<苦情受付窓口(担当者)> サービス提供責任者 岩本 美和子 相川 由紀子

<苦情解決責任者> 管理者 川嶋 珠美

・受付時間

毎週月曜日～金曜日 08:30 ～ 17:00

土曜日 08:30 ～ 12:30 (祝日・日曜日は休み)

(2) 第三者委員

当事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から当事業所のサービスに対するご意見等を頂いています。ご利用者様は、当事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談する事も出来ます。

<第三者委員>

氏 名	住 所
栗原 賢太郎	長崎県長崎市片淵1丁目11番17
加藤 郷	長崎県長崎市扇町4-6-1401

<行政機関苦情受付機関>

・受付時間 09:00 ~ 17:00

長崎県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地 : 長崎県長崎市茂里町3-24 電話 : 095-842-6410 FAX : 095-842-6740
--------------------------	--

9.事業継続計画の策定について

1. 事業継続計画に関する責任者 川嶋 珠美 095-856-2169
2. 感染症に係る事業計画及び災害に係る業務計画を整備する。
3. 感染症及び災害に係る研修を定期的に(年1回以上)開催する。
4. 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるように、訓練を実施する。

10.衛生管理について

1. 衛生管理に関する責任者 川嶋 珠美 095-856-2169
2. 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催する。
3. 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
4. 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施する。
5. 訪問介護職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を実施する。
6. 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努める。

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 軽量鉄骨 2 階
- (2) 建物の延べ床面積 220.18㎡
- (3) 事業所の周辺環境 住宅街の中の自然に囲まれた静かな場所に位置し、心地よい風の吹く場所にあります。近くには、緊急時に対応可能な二次救急輪番病院(長崎百合野病院)や、大型スーパー(西友)などがあります。

2. 職員の配置状況

- ①管理者 事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ②サービス提供責任者 指定訪問介護の利用申し込みに係る調整、訪問介護員等に関する技術指導等のサービス内容の管理を行う。
- ③訪問介護員 サービス計画書に沿って、利用者宅へ訪問し、身体・生活の介護サービスの提供を行う。

3. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するに当たって次の事を守ります。

- ① 利用者の生命・身体・財産の安全・確保に配慮します。
- ②利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、利用者または御家族から聴取・確認します。
- ③利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管すると共に、利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。(所定の手続きが必要です)
- ④利用者のサービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要と判断した場合は、速やかに主治医への連絡を行う等、必要な処置を講じます。
- ⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するに当たって知り得た利用者又はご家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。ただし、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合は、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。

4. サービス利用に関する留意事項

(1) サービスを行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービス提供に当たっては、複数の訪問介護員が交代してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交代

選任された訪問介護員の交代を希望する場合は、当該訪問介護員が業務不相当と認められる事情、その他交代を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交代を申し出ることができます。但し、特定の訪問介護員の指定はできません。

(3) サービス内容の変更

サービス利用にあたっては、居宅介護計画書に定められたもの以外のサービスは、原則として提供出来ませんが、ご利用者様の体調等も理由により予定されていたサービスの実地が出来ない場合には、ご利用者様の同意を得て、サービスの内容の変更を行います。その場合、事業者は変更したサービスの内容と時間に応じた料金を請求します。

(4) 訪問介護員の禁止事項

訪問介護員は、サービス提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

①医療行為

②利用者様もしくはその家族からの金銭及び物品の授受

③利用者様の家族等へ対する介護サービスの提供

例)ご利用者様以外の居室等の掃除・洗濯・買い物・食事の準備など

④飲酒・喫煙

⑤宗教活動・政治活動・営利活動

⑥換気扇や、高窓等の専門的な掃除

⑦ペットの世話や洗車、庭の手入れなど

⑧正月・節句などの特別な手間をかけて行う調理

5. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責により利用者へ生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様です。

6. 契約の終了について

契約期間中は、以下の様な事由がない限り、継続してサービスを利用する事が出来ますが、仮にこの様な事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ②事業者が、守秘義務に違反した場合
- ③事業者が、利用者やその家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ④事業者が、破産した場合
- ⑤利用者のサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、催告したにもかかわらず、30日以上支払われない場合
- ⑥利用者が、故意にサービスの中止をしばしば繰り返した場合
- ⑦利用者又はその家族が、事業所の職員に対して、背信行為を行った場合
- ⑧利用者が、介護保険施設に入所した場合
- ⑨利用者の居宅介護等についての介護給付費の支給決定が取り消された場合、もしくは介護給付費支給期間終了に伴い介護給付支給申請を行った結果、不支給と認定された場合
- ⑩利用者が、死亡した場合

※ ご契約者からの解約の申出

契約の有効期間であっても、事業者に対して、1週間の予告期間をおいて連絡することにより、この契約を解約することができます。但し、利用者の病状の急変、入院などのやむをえない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

